

規格会議運営細則

平成7年9月5日第1回規格会議決定

平成7年11月15日第2回規格会議決定

平成8年6月25日第6回規格会議決定

平成23年7月7日第80回規格会議決定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人電波産業会(以下「当会」という。)規格会議規程第13条に基づき、規格会議の運営に関し必要な細目を定めることを目的とする。

(規格会議の機能)

第2条 規格会議は、次に掲げる事項を行う。

- 一 電波利用システムに係る標準規格の策定、改定及び廃止に関する審議
- 二 標準規格の解釈に関する審議
- 三 規格会議の運営に関し必要な細目の制定、改正及び廃止
- 四 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

(開催)

第3条 規格会議は次のいずれかの場合開催する。

- 一 委員長が必要と認めたとき。
- 二 委員の3分の1以上から、開催の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第4条 規格会議は、委員長が招集する。

- 2 規格会議を招集する場合は、委員及び特別委員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって少なくとも3週間前までに通知しなければならない。
- 3 委員長は、前条第2号に定める場合には、請求の日から4週間以内に委員会を招集しなければならない。

(議案の提出)

第5条 規格会議に、標準規格の策定、改定若しくは廃止、標準規格の解釈又は規格会議の運営に関し必要な細目の制定、改正若しくは廃止案(以下、本条において「議案」という。)を提出しようとする者は、規格会議の開催日より少なくとも2週間前までに当会事務局にその議案を送付しなければならない。

- 2 委員及び特別委員は、前項の規定により送付された議案をいつでも閲覧することができる。
- 3 委員長は、規格会議の議事を円滑に進めるため、前もって、受理した議案を委員及び特別委員に送付することができる。

(議長)

第6条 規格会議の議長は、委員長とする。

(定足数)

第7条 規格会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(オブザーバ)

第8条 委員及び特別委員でない者であって、規格会議への出席を希望する者は、議長の許可を得てオブザーバとして出席することができる。

(決議)

第9条 規格会議における決議は、次項各号に掲げるものを除き、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 次の各号に掲げる事項に関する決議は、出席した委員(ただし、第10条で規定する棄権した委員を除く。以下、本項において同じ。)の全員の賛成をもって可決とする。ただし、十分な審議を経てもなお全員の賛成が得られない場合であって、その否決が電波の秩序ある有効利用を阻害する恐れがあると議長が認めたときは、議長の判断により、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって可決とすることができる。

一 電波利用システムに係る標準規格の策定、改定及び廃止

二 標準規格の解釈

3 前項のただし書きは、策定、改定又は廃止した標準規格について異議を有する委員が異議の趣旨を書面で会長に提出することを妨げるものではない。

(決議に当たっての立場)

第10条 決議に当たっての立場は、次のいずれかとする。

一 賛成

二 反対

三 棄権

2 反対の場合にあつては、理由又は具体的対案を示さなければならない。

3 棄権には、前項の理由又は具体的対案が示されない場合を含むものとする。

(書面表決等)

第11条 やむを得ない理由により規格会議に出席出来ない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人を指名してその者に表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、規格会議に出席したものとみなす。

(規格会議に関する特例)

第 12 条 委員長は、あらかじめ規格会議が定める軽微な事項については、書面により賛否を求め、規格会議に代えることができる。ただし、3分の1以上の委員から異議の申出があった場合はこの限りでない。

(議事録)

第 13 条 規格会議を開会したときは、次の掲げる事項を記載した議事録を作成する。

一 規格会議の開会の日時及び場所

二 委員の現在数

三 規格会議に出席した委員の数又は氏名(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)

四 決議事項

五 議事の経過

六 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した委員の中からその会議において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

(分科会の設置)

第 14 条 規格会議に、必要に応じ、特定の課題について審議するため、臨時に分科会を設置する。

(分科会の構成)

第 15 条 分科会は、委員又は特別委員であって、分科会の活動への参加を希望する者のうちから、会長の同意を得て委員長が指名した者によって構成する。

2 前項の委員長の指名を受けた者は、分科会の構成員として他の者を指名することが出来る。

(主査及び副主査)

第 16 条 分科会に、それぞれ主査1名及び副主査1名を置く。

2 主査及び副主査は、分科会の構成員のうちから、会長の同意を得て委員長が指名する。

(分科会に関するその他の事項)

第 17 条 分科会に関する必要なその他の事項は、規格会議において別に定める。

(作業班の設置)

第 18 条 規格会議に、必要に応じ、標準規格の維持改定について審議するため、臨時に作業班を設置する。

(作業班の構成)

第 19 条 作業班は、当該標準規格の作成に寄与した委員又は当該標準規格の維持改定に寄与しようとする委員であって、作業班の活動への参加を希望する者のうちから、

委員長が指名した者によって構成する。

- 2 前項の委員長の指名を受けた者は、作業班の構成員として他の者を指名することが出来る。

(主任及び副主任)

第 20 条 作業班に、それぞれ主任 1 名及び副主任 1 名を置く。

- 2 主任は、作業班の構成員のうちから、互選により選任し、副主任は主任が指名する。

(委任)

第 21 条 作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。

附則

この細則は、平成 7 年 9 月 5 日から施行する。

附則 (平成 7 年 11 月 15 日改正)

- 1 この細則の改正は、平成 7 年 11 月 15 日から施行する。
- 2 規格会議規定(平成 7 年 4 月 27 日総会制定)第 13 条の規定に基づき設置された作業班は、第 18 条の規定に基づき設置されたものとする。

附則 (平成 8 年 6 月 25 日)

- 1 この細則の改正は、平成 8 年 6 月 25 日から施行する。
- 2 第 15 条第 2 項及び第 19 条第 2 項を追加する。

附則 (平成 23 年 7 月 7 日)

この細則の改正は、平成 23 年 7 月 7 日から施行する。